

政企第1081号

令和5年12月27日

日本第一党千葉県本部
本部長 山口 たか子 様

千葉県総合企画部政策企画課長
(公印省略)

公開質問状に対する回答について

令和5年12月15日付けの公開質問状について、下記のとおり回答いたします。

記

○質問1及び2について

令和5年1月に実施した「障害のある人」「外国人」「性的少数者」に関する人権問題についてのインターネットアンケートでは、身近で差別や人権侵害があると感じたと回答した人は、「障害のある人」については35.3%、「外国人」については22.7%、「性的少数者」については17.3%となっています。また、

- ・差別を受けやすい、障害のある人、外国人、性的少数者はもちろん、女性、子ども、高齢者などの人権に対する配慮も必要
- ・「差別意識はもっていないから大丈夫」と自認している人であっても、無意識に差別的な言動をすることもあるので啓発が必要

との意見もありました。

さらに、令和4年度に実施した「第63回県政に関する世論調査」では、社会全体で男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、男性が優遇されているとの回答が67.3%となっています。

加えて、同調査では、54.1%の方が「ダイバーシティ（多様性）」の概念を知らないと回答しています。概念を知っていると回答した方のうち33.0%は、「ダイバーシティ社会（性別や国籍、年齢、障害の有無等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会）」が実現できているとは思わないと回答しています。

こうしたことから、生きづらさや差別を感じる方が存在し、多様性尊重の意義等について、いまだ県民に十分に浸透しているとは言えない状況であると考えています。

○質問3について

本条例については、令和5年2月議会で制定を表明して以降、毎議会、本会議等の場において、県議会の皆様から御意見を伺うとともに、国や他自治体の状況等を調査分析

し、有識者からの情報収集等を行ってきました。

さらに、パブリックコメントや、市町村への意見照会、男女共同参画推進懇話会等の有識者会議など、様々な方々の意見を伺いながら、条例案として取りまとめたものです。

なお、団体との意見交換に関しては、骨子案作成前には、LGBTの当事者団体である「レインボー千葉の会」を訪問し、当事者の置かれている現状や行政の取組状況等について意見交換を行い、骨子案公表後は、経済団体や社会福祉関係団体など13の団体と意見交換を行いました。

○質問4について

当事者の中にも様々な考え方があると思いますが、県では、本条例により、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍できる社会の形成を推進していきたいと考えています。

○質問5について

令和6年度当初予算については、予算案発表前であり、現時点で回答できることはありません。

また、具体的な施策については、社会環境の変化や、県民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、当事者など様々な関係者の意見を伺いながら検討・実施していきます。

○質問6及び7について

本条例は、多様性が尊重され誰もが活躍できる千葉県づくりを進めていくための理念的な条例であり、義務規定や禁止規定は設けていません。

なお、性自認に基づく性別は配慮されるべきではあるものの、例えばトイレ等の利用については、他の利用者への配慮との間でバランスを図りながら、個別のケースに応じて柔軟に対応する必要があると考えています。

また、本条例において、「性的指向」は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第2条第1項の定義と同様に、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」という意味で使用しているものであり、子どもへの性犯罪を許容するものではありません。

○質問8について

本条例は、多様性が尊重され誰もが活躍できる千葉県づくりを進めていくための理念的な条例であり、権利の付与について規定するものでも、特定の価値観を肯定や否定をしようとするものでもありません。

また、多様性を尊重することは、自分の価値観や意思を捨てて相手と同じになるものでも、相手を絶対に受け入れるべきと強制されるものでもなく、相手を尊重しながら、

異なる価値観や意思を理解し、連携・協力することであり、社会の混乱や分断を招くものではないと考えています。

○質問9について

パブリックコメント等、様々な形で寄せられた条例に対する懸念や反対意見についても、丁寧に検討してきたところです。

いただいた意見に対しては、県の考え方を公表しており、今後も、パンフレットや県民だより、ホームページなど様々な手段を活用し、条例の趣旨や内容について、理解促進に努めてまいります。

○質問10について

自己の性別に関する認識を偽ることにより、女性を危険にさらすようなことは決して許されることはありません。

また、県民の安全・安心な暮らしを実現することは県政運営の土台であり、この条例は県民の安全・安心な暮らしに影響が及ぶような事案を助長しようとするものではありません。

県としては、条例に対する懸念を解消し、多様性尊重の理念を広く県内で共有できるよう、引き続き、条例の趣旨や内容について、丁寧に説明してまいります。

○質問11について

外国人や外国の文化を尊重することは、ゴミの放置や騒音などの迷惑行為や違法行為までも受け入れることではありません。

県では、国に対して外国人の受入れに関する適切な仕組みづくり等を求めるとともに、外国人が日本の生活習慣や地域のルール等を理解したうえで、社会の一員として共に暮らせるよう地域日本語教室の開催など多文化共生施策を引き続き進めていきます。

○質問12について

令和4年度に実施した県政の世論調査では、県民の54.1%の方が「ダイバーシティ（多様性）」の概念を知らないと回答しています。

また、概念を知っていると回答した方のうち33.0%は、「ダイバーシティ社会（性別や国籍、年齢、障害の有無等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会）」が実現できているとは思わないと回答しており、多様性尊重の意義等について、いまだ県民に十分に浸透しているとは言えない状況であると考えています。

人口減少やグローバル化の進展など、様々な社会環境の変化に的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要であるとの認識のもと、この条例を制定し、本県の持続的な発展につなげていきたいと考えています。

○質問13について

熊谷知事が知事選で掲げた「県政ビジョン」においては、「全国で唯一、男女共同参画条例が制定されていない千葉県。女性の活躍推進だけでなく、障害者・LGBT・外国人なども包含した条例を制定し、男女共同参画、障害者の社会参加の促進、LGBTへの理解促進、多文化共生などに積極的・体系的に取り組み、オリンピック・パラリンピック開催県に相応しい共生社会の実現を目指す」と記載されています。

なお、本条例については、令和5年2月議会で制定を表明して以降、毎議会、本会議等の場において、県議会の皆様から御意見を伺うとともに、国や他自治体の状況等を調査分析し、有識者からの情報収集や当事者団体との意見交換等を行ってきました。

さらに、パブリックコメントや、市町村への意見照会、男女共同参画推進懇話会等の有識者会議への報告、経済団体や当事者団体等との意見交換など、様々な方々の意見を伺いながら、条例案として取りまとめたものです。